

# 令和5年度 北海道災害福祉支援ネットワーク会議

〔日時：令和5年7月25日（火）14:00～15:30〕  
〔場所：かでの 2.7 940 会議室〕

## 次 第

### 1. 開会挨拶

### 2. 報告事項

- (1) 北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定の締結状況について

【資料1】

- (2) 北海道災害派遣福祉チーム員候補者、協力会員及び登録者数について

【資料2-1、2-2、2-3】

- (3) 令和4年度「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」チーム員登録研修及びリーダー研修実施結果について

【資料3】

### 3. 審議事項

- (1) 令和5年度「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」に係る研修について

【資料4】

- (2) 北海道防災総合訓練における北海道災害福祉チームの参加について

【資料5】

- (3) 北海道災害派遣福祉チーム連絡訓練について

【資料6】

### 4. その他

- (1) 個別避難計画の作成状況について

【資料7-1、7-2】

令和5年度北海道災害福祉支援ネットワーク会議 出席者名簿

団体名	所属・役職	担当者
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	企画総務部企画総務課長	日置 基樹
北海道ホームヘルプサービス 協議会	監事	柏葉 美香
公益社団法人 北海道社会福祉士会		山口 潤
一般社団法人 北海道介護福祉士会	会長	野口 恵子
公益社団法人 北海道作業療法士会	常任理事	石井 陽史
公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟	事務局次長	馬川 友和
一般社団法人 北海道知的障がい福祉協会	常務理事・事務局長	笹原 啓一郎
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 北海道支部	理事兼事務局長	加藤 史郎
一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会	副会長	加藤 浩志
一般社団法人 全国介護事業者連盟北海道支部	事務局長	中野 架津洋

<事務局>

所属	所属・役職	担当者
北海道保健福祉部福祉局地域福祉課	法人運営担当課長	岩佐 元明
北海道保健福祉部福祉局地域福祉課	課長補佐	高橋 美稀
北海道保健福祉部福祉局地域福祉課	主査（施設支援）	村下 理佳
北海道保健福祉部総務課	危機管理係長	黒島 誠

## 北海道災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱

### ( 目 的 )

第1条 この要綱は、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の二次被害の防止を図るため、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」(以下「チーム」という。)を組成するとともに、一般避難所への派遣などにより、必要な支援体制を確保することを目的として設置する、「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた組織(以下「会議」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

### ( 協議・検討事項 )

第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議・検討するものとする。

- (1) チームの組成の方法、活動内容
- (2) チームの派遣決定及び情報収集の方法
- (3) 災害時における関係者の役割分担
- (4) 災害時における本部体制の構築
- (5) 費用負担
- (6) 保健医療関係者との連携
- (7) チーム員に対する研修・訓練
- (8) 住民に対する広報・啓発
- (9) その他、会議の目的達成のため必要と認められる事項

### ( 構 成 )

第3条 会議は、別紙に掲げる機関、団体等をもって構成することとし、座長は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営担当課長の職にある者を充てる。

### ( 会 議 )

第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 会議は、必要に応じ議題に関連する関係団体等をオブザーバーとして参加させることができる。

### ( 事 務 局 )

第5条 会議の事務局は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課に置く。

### ( そ の 他 )

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関する事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年(2020年)2月10日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日一部改正

## ＜北海道災害福祉支援ネットワーク会議構成団体＞

	団 体 名	団 体 種 別
1	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	都道府県社会福祉協議会
2	北海道ホームヘルプサービス協議会	福祉職による職能団体
3	公益社団法人 北海道社会福祉士会	
4	一般社団法人 北海道介護福祉士会	
5	一般社団法人 北海道介護支援専門員協会	
6	公益社団法人 北海道理学療法士会	保健医療関係者及び関係団体
7	公益社団法人 北海道作業療法士会	
8	公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟	都道府県民生委員児童委員協議会
9	一般社団法人 北海道老人保健施設協議会	社会福祉施設等関係団体 (「災害時における社会福祉施設等の 相互支援協定締結団体」)
10	一般社団法人 北海道知的障がい福祉協会	
11	公益社団法人 日本認知症グループ ホーム協会 北海道支部	
12	一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会	
13	一般社団法人 全国介護事業者連盟 北海道支部	

## 北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、北海道（以下「道」という。）が福祉施設関係団体や福祉関係職能団体（以下「構成団体」という。）、北海道社会福祉協議会及び北海道民生委員児童委員連盟と相互協力の下、大規模災害の発生時に一般避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等へ人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉専門職等で編成される北海道災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害

二 要配慮者

高齢者、障がい者その他災害時に特別な配慮を必要とする者

三 福祉専門職等

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士等の資格を有する者、ホームヘルパー等社会福祉施設や事業所等において利用者の援助に当たる者

四 福祉施設関係団体

福祉施設関係団体とは、北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会、北海道デイサービスセンター協議会をいう。

五 福祉関係職能団体

福祉関係職能団体とは、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会をいう。

### (チームの編成等)

第3条 チームは別表に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上の者で構成し、1チーム当たり5名程度で編成する。

2 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。

3 チームにおいて被災市町村とのつなぎ及び調整等を行う人員として、道職員をチームに加えることができる。

4 1チーム当たりの活動期間は、原則として5日間とし、順次交代チームを派遣する。

- 5 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後概ね3日後から1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

（活動内容）

第4条 チームの活動は、次の内容を基本とする。

一 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

- ア 一般避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を道に報告する。
- イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
- ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携を図る。

二 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- イ 一般避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

三 その他

- ア 一般避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
- イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チームの活動に当たっては、北海道災害対策本部や被災市町村災害対策本部、各種チーム（災害派遣ケアチーム、災害派遣医療チーム等）等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

（構成団体との事前協定等）

第5条 道は、構成団体と、チームの派遣に関する協定書（様式第1号又は様式第2号）を締結するものとする。

- 2 構成団体のうち福祉施設関係団体は、自らの団体に加入する法人等のうち、チームへの協力が可能なものについて、チーム協力法人届出書（様式第3号）を道に提出するものとする。
- 3 構成団体のうち福祉関係職能団体は、自らの団体に加入する会員等のうち、チームへの協力が可能なものについて、チーム協力会員等届出書（様式第4号）を道に提出するものとする。

（協力法人等との事前協定等）

第6条 道は、前条第2項の届出書の提出を受けた場合は、チームへの協力が可能な法人等（以下「協力法人等」という。）とチームの派遣に関する協定（第5号様式）を締結するものとする。

- 2 協力法人等は、自らの法人等に所属する職員のうち、第3条第1項に該当し、チームへの協力が可能な者について、チーム員候補者届出書（様式第6号）を道に提

出するものとする。

- 3 道は、前項により届け出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する研修を実施するものとする。ネットワークの構成団体のうち、福祉関係職能団体から前条第3項の届出書の提出があったときも同様とする。
- 4 道は、前項の研修を修了した者について、チーム員登録名簿（様式第7号）を作成するとともに、チーム員登録証（様式第8号）を各チーム員に交付するものとする。
- 5 協力法人等は、第2項の届出内容に変更が生じたときは、速やかにチーム員変更届出書（様式第9号）を道に提出するものとする。構成団体のうち、福祉関係職能団体に係る前条第3項の届出内容に変更が生じたときも同様とする。
- 6 道は、協力法人等又は構成団体から前項の変更届出書が提出されたときは、第4項登録者名簿を修正するものとする。

#### （派遣基準）

第7条 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- 一 道内で大規模災害が発生した場合であって、道がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- 二 道内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から道に対してチームの派遣要請があったとき。  
なお、派遣要請は、原則としてチーム派遣要請書（様式第10号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- 三 道外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都府県から道に対してチームの派遣要請があったとき。
- 四 その他特に必要であると認めるとき。

#### （派遣）

第8条 道は、前条の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めるときは、派遣内容を検討の上、構成団体又は協力法人等に対してチーム員の派遣依頼を行う。

なお、派遣依頼はチーム員派遣依頼書（様式第11号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。

- 2 前項の派遣依頼を受けた構成団体又は協力法人等は、速やかにチーム員の派遣の可否を判断し、その結果を道に報告する。
- 3 道は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、チーム員、協力法人等及び構成団体等に通知する。
- 4 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、チーム活動記録報告書（様式第12号）により、道に報告するものとする。
- 5 第2項から前項までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。

(費用負担等)

第9条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、道が費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

3 道はチームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。

(研修及び訓練等)

第10条 道は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

3 道又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

(周知及び啓発等)

第11条 道は、災害時にチームが一般避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する市町村及び地域住民等への周知及び啓発活動に取り組むものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

令和3年11月18日一部改正



別表（第3条関係）

区 分	名 称
資 格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士等
職 種	ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、生活支援員、生活相談員等
その他	必要と認められるもの

## 北海道災害派遣福祉チーム派遣に関する協定締結状況

R5.6.30現在

## 1 協定締結団体（福祉施設関係団体）及び各団体の協力法人数

No.	福祉施設関係団体名称	協力法人数
1	北海道ホームヘルプサービス協議会	3
2	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	3
3	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	23
4	公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部	3
5	一般社団法人北海道認知症グループホーム協会	3
6	一般社団法人全国介護事業者連盟北海道支部	1
7	北海道精神障害者社会福祉事業協議会	1
8	北海道老人福祉施設協議会	23
9	北海道身体障害者福祉施設協議会	4
10	北海道児童施設協議会	3
11	北海道救護施設協議会	5
12	北海道母子生活支援施設協議会	0
13	北海道保育協議会	1
14	北海道デイサービスセンター協議会	6
	計	72

※複数団体より協力法人として届出のあった7法人が重複しているため、内訳と一致しない。

## 2 協定締結団体（福祉関係職能団体）

No.	福祉関係職能団体の名称
1	公益社団法人北海道社会福祉士会
2	一般社団法人北海道介護福祉士会
3	一般社団法人北海道介護支援専門員協会
4	一般社団法人北海道理学療法士会
5	一般社団法人北海道作業療法士会

## 北海道災害派遣福祉チームに係る協力法人及び候補者・登録者数一覧

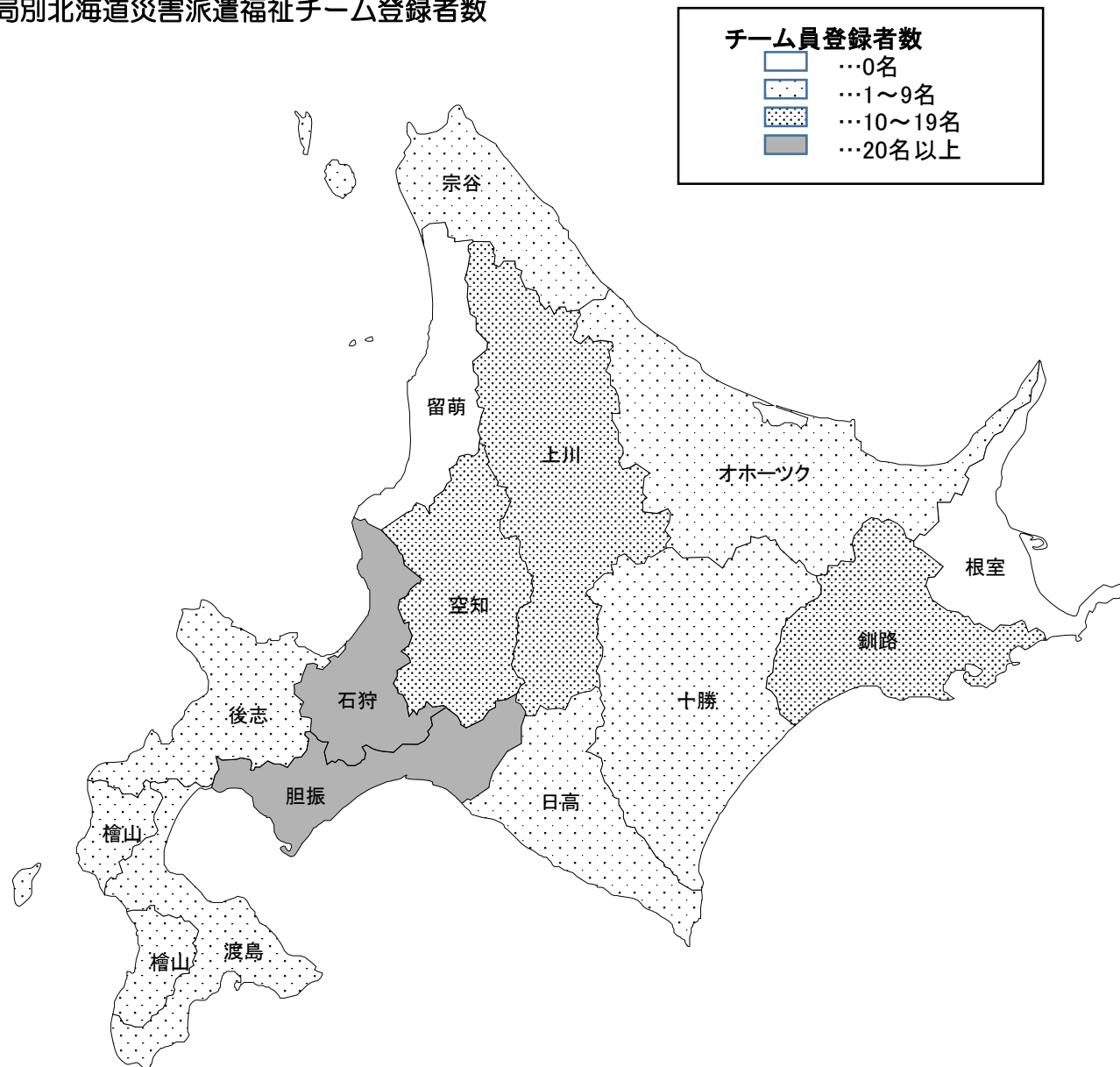
個別 No.	協力法人名称	福祉施設関係団体	協定締結日	候補者数			チーム員登録者数		
				R3届出	R4届出		R3登録	R4登録	
1	医療法人社団豊生会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R3.9.14	3	3		3	3	
2	社会福祉法人旭川福祉事業会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R3.9.14	1	1		1	1	
3	医療法人聖仁会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R3.9.14	1	1		0	0	
4	社会福祉法人新生会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	1	1		1	1	
5	社会福祉法人登別さいわい福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	3	3		3	3	
6	特定非営利活動方法法人わーかーびい	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	3	3		0	0	
7	社会福祉法人旭川ねむのき会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	3	3		0	0	
8	社会福祉法人札幌報恩会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	3	3		3	3	
9	社会福祉法人小樽四ツ葉学園	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	3	3		3	3	
10	社会福祉法人ないえ福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	1	1		1	1	
11	社会福祉法人旭川旭親会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	5	5		3	3	
12	社会福祉法人新冠ほくと園	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	3	3		3	3	
13	社会福祉法人旭聖会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	1	1		1	1	
14	社会福祉法人南幌苑	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	19	19		3	3	
15	社会福祉法人札幌療育会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	0	0		0		
16	社会福祉法人北ひろしま福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	4	4		4	4	
17	社会福祉法人鷹栖共生会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	1	1		0		
18	社会福祉法人長井学園	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	1	1		1	1	
19	社会福祉法人札幌協働福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	1	1		1	1	
20	社会福祉法人旭川春光会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	0	0		0		
21	社会福祉法人北海道社会福祉事業団	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	13	13		12	12	
22	社会福祉法人伊達コスモス21	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	21	21		11	11	
23	社会福祉法人浦河向陽会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	1	1		1	1	
24	社会福祉法人雪の聖母園	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	4	4		4	2	2
25	社会福祉法人藻岩この実会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	3	3		0		
26	社会福祉法人帯広福祉協会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.11.4	3	3		3	3	
27	有限会社ベストケア・ベル	公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部	R3.9.14	1	1		0		
28	特定非営利活動法人すばる	公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部	R3.9.14	2	2		0		
29	有限会社四海堂	公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部	R3.9.14	1	1		1		1
30	サテラホーム株式会社	一般社団法人北海道認知症グループホーム協会	R3.9.14	3	3		3	3	
31	社会福祉法人優和会	一般社団法人北海道認知症グループホーム協会	R4.1.17	3	3		1	1	
32	有限会社花縁	一般社団法人北海道認知症グループホーム協会	R4.1.17	4	4		3	3	
34	株式会社萌福祉サービス	一般社団法人全国介護事業者連盟北海道支部	R3.9.14	4	4		4	4	
35	有限会社サハスネット	北海道精神障害者社会福祉事業協議会	R4.12.5	5		5	4		4
36	社会福祉法人健美会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	0		0	0		
37	社会福祉法人清光園	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	7		7	7		7

個別 No.	協力法人名称	福祉施設関係団体	協定締結日	候補者数			チーム登録者数		
				R3届出	R4届出		R3登録	R4登録	
38	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	5		5	2		2
39	社会福祉法人旭川緑光会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	0		0	0		
40	社会福祉法人栗山福祉会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	0			0		
41	社会福祉法人湧別福祉会	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5	0			0		
42	社会福祉法人福寿会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	3		3	0		
43	社会福祉法人慶友会	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5	0			0		
44	社会福祉法人禎心会	北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会	R4.12.5	4		4	4		4
45	社会福祉法人石狩友愛福祉会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	3		3	0		
46	社会福祉法人北海道厚真福祉会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	3		3	0		
47	社会福祉法人枝幸福祉会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	0			0		
48	社会福祉法人栄和会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	1		1	0		
49	社会福祉法人小樽育成院	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	0			0		
50	社会福祉法人旭川たいせつ福祉会	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5	0			0		
51	士幌町	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	3		3	3		3
52	社会福祉法人陵雲厚生会	北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会	R4.12.5	4		4	0		
53	社会福祉法人豊頃愛生協会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	1		1	0		
54	社会福祉法人北海道中央病院	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	0			0		
55	社会福祉法人稚内市社会福祉事業団	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5	5		5	3		3
56	社会福祉法人音更町柏寿協会	北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5	0			0		
57	社会福祉法人函館市民生事業協会	北海道救護施設協議会	R4.12.5	1		1	1		1
58	社会福祉法人札幌厚生会	北海道救護施設協議会	R4.12.5	0			0		
59	社会福祉法人帯広太陽福祉会	北海道救護施設協議会	R4.12.5	3		3	3		3
60	社会福祉法人函館共働宿泊所	北海道救護施設協議会	R4.12.5	1		1	1		1
61	社会福祉法人和光会	北海道児童施設協議会	R4.12.5	0			0		
62	社会福祉法人タラブ	北海道児童施設協議会	R4.12.5	6		6	0		
63	公益財団法人鉄道弘済会	北海道児童施設協議会	R4.12.5	1		1	0		
64	社会福祉法人苫小牧慈光会	北海道身体障害者福祉施設協議会	R4.12.5	0			0		
65	社会福祉法人北海道ハビニス	北海道身体障害者福祉施設協議会	R4.12.5	0			0		
66	社会福祉法人のぞみ会	北海道保育協議会	R4.12.5	1		1	0		
67	株式会社シムス	北海道ホームヘルプサービス協議会	R4.12.5	7		7	4		4
68	旭川中央交通株式会社	北海道ホームヘルプサービス協議会	R4.12.5	2		2	1		1
69	社会福祉法人真宗協会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.23	0			0		
70	社会福祉法人上士幌福寿協会	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.23	0			0		
71	社会福祉法人札幌明啓院	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.23	3		3	1		1
72	社会福祉法人函館厚生院	北海道救護施設協議会	R4.12.23	0			0		
73	社会福祉法人刀圭会	北海道ホームヘルプサービス協議会	R4.12.23	4		4	0		
計			72	193	120	73	108	71	37

## 北海道災害派遣福祉チームに係る福祉関係職能団体の協力会員・登録者数

No.	福祉関係職能団体の名称	協力会員数			チーム員登録者数		
			R3	R4		R3登録	R4登録
1	公益社団法人北海道社会福祉士会	9	4	5	7	3	4
2	一般社団法人北海道介護福祉士会	14	6	8	13	4	9
3	一般社団法人北海道介護支援専門員協会	13	12	1	10	9	1
4	一般社団法人北海道理学療法士会	1	1		1	1	
5	一般社団法人北海道作業療法士会	3	1	2	3	1	2
計		40	24	16	34	18	16
合計（施設関係団体[協力法人]+職能団体）		233	144	89	142	89	53

振興局別北海道災害派遣福祉チーム登録者数



(単位: 名)

振興局	登録者数
空知	19
石狩	43
後志	5
胆振	26
日高	5
渡島	5
檜山	1
上川	12
留萌	0
宗谷	3
オホーツク	1
十勝	9
釧路	13
根室	0
計	142

## 令和4年度「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」 チーム員登録研修及びリーダー研修の実施結果について

### （1）「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」チーム員登録研修

- 1 実施研修  
令和4年度「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」チーム員登録研修
- 2 実施主体  
北海道
- 3 研修方法  
オンライン研修（Zoom）
- 4 対象者  
協力法人等から届け出のあったチーム員候補者  
福祉関係職能団体から届け出のあったチーム協力会員
- 5 実施結果（開催日時、受講者数）  
開催日時：令和5年2月9日（木）10:00～17:00  
受講者数：54名

### （2）「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」リーダー研修

- 1 実施研修  
令和4年度「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」リーダー研修
- 2 実施主体  
北海道
- 3 研修方法  
集合研修（かでの2・7 1060会議室）
- 4 対象者  
北海道災害派遣福祉チーム員登録された者  
※令和4年度北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）チーム員登録研修受講者含む
- 5 実施結果（開催日時、受講者数）  
開催日時：令和5年3月9日（木）10:00～17:00  
受講者数：37名

(案)

## 令和5年度「北海道災害派遣福祉チーム (DWAT)」チーム員登録研修について

## 1 目的

大規模災害の発生時に一般避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等へ人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図ることを目的として、福祉専門職等で編成される北海道災害派遣福祉チーム (DWAT) を組成するため、協力法人等から届け出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する研修を実施するもの。

## 2 実施主体

北海道

## 3 開催時期

令和6年2月～3月

## 4 研修方法

オンライン研修 (Zoom)

※ インターネット環境が整わないなど、オンラインでの参加が困難な場合は、会場での受講も可能とします。ただし、会場での受講希望者が多数の場合は、人数調整を行わせていただきます。

## 5 会場

札幌市内貸会議室

## 6 対象者

協力法人等から届け出のあったチーム員候補者

## 7 受講定員

50名程度

## 8 研修プログラム

別紙のとおり

## 9 受講料

無料 (ただし、会場までの交通費等については参加者負担)

## 10 その他

本研修を修了した者について、道においてチーム員登録名簿を作成するとともに、チーム員登録証を交付する。



## 研修プログラム

時間	内 容	講師等	
10:00	開 会 ・ 挨拶	北海道保健福祉部 福祉局地域福祉課	
10:05	【行政説明】 災害派遣福祉チームとは	北海道保健福祉部 福祉局地域福祉課	
10:30	【講義①】 災害時要配慮者支援と変遷	一般社団法人 Wellbe Design 理事長 篠原 辰二	
11:00	【演習①】 災害の進行と被災者がおかれる状況の理解		
12:00	【講義②】 被災者の支援と DWAT の機能		
12:30	休 憩		
13:30	【講義③】 被災者支援に必要な法制度		
14:00	【演習②】 避難所における被災者支援の視点		
14:30	【演習③】 避難所における被災者支援		
15:30	【演習④】 他職種連携による被災者支援		
16:30	【講義④】 DWAT の被災者支援の視点		
16:50	アンケート記入		
17:00	終 了		—
研修時間：360分（6時間） ※休憩1時間除く			

(案)

## 令和5年度「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」リーダー研修について

### 1 目 的

大規模災害の発生時に一般避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等へ人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図ることを目的として、福祉専門職等で編成される北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）を組成し活動するため、チーム員登録された者の中からチームの中心的役割を担うリーダー層を育成するチームリーダー研修を実施する。

### 2 実施主体

北海道

### 3 開催時期

令和6年3月

### 4 研修方法

集合研修

### 5 会場

札幌市内貸会議室

### 6 対象者

北海道災害派遣福祉チーム員登録された者

※令和5年度北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）チーム員登録研修受講（予定）者含む

### 7 受講定員

50名程度

### 8 研修プログラム

別紙のとおり

### 9 受講料

無料（ただし、会場までの交通費等については参加者負担）

### 10 持ち物

令和3年度又は令和4年度「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」研修で用いたテキスト（災害派遣福祉チーム（DWAT）人材育成研修テキスト）

## 研修プログラム

時間	内 容	講師等
10:00	開 会 ・ 挨 拶	北海道保健福祉部 福祉局地域福祉課
10:10	【実践報告】 被災地におけるDWATの実践（経験者からの実践報告）	未定 ※DWATのリーダー としての経験を有する者
12:00	【質疑応答・ディスカッション】 実践報告に係る質疑応答等	
12:30	休 憩	
13:30	【演習】 避難所におけるDWATの活動と視点（ケーススタディ）	一般社団法人 Wellbe Design 理事長 篠原 辰二
16:00	【講義】 DWATリーダーの役割	
16:50	アンケート記入	
17:00	終 了	—
研修時間：360分（6時間） ※休憩1時間除く		

## 北海道防災総合訓練への参加について

### I 目的

災害派遣等の経験が少ないチーム員等に、避難所運営訓練等を見学または体験することにより、チーム員の技術の向上を図るため、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱第10条の3に基づき、参加する。

◆北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱第10条の3  
道又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができる」ものとする。

### II 令和4年度参加実績

#### 1 実施日時

令和4年12月17日（土）12時30分～16時30分

#### 2 場所

滝川市（滝川西高等学校〔滝川市西町6丁目3番1号〕）

#### 3 北海道DWA T参加者

8名 ※交通費・宿泊に係る費用支給

#### 4 訓練想定

厳冬期における大規模地震・雪害により、停電・断水・多重衝突事故が発生

#### 5 内容

- (1) 避難所開設訓練  
テント・段ボールベッド組み立て等実践
- (2) 環境アセスメント  
避難所内の環境をグループ毎にアセスメントし、意見交換
- (3) 防災講話  
「厳冬期地震災害で私たちに起こりうること」  
「女性等の視点による避難所の開設・運営」  
札幌市立大学 鬼塚 美玲 氏  
「D24H 災害時保健医療福祉活動支援システム」  
芝浦工業大学 市川 学 氏

### III 令和5年度実施予定

#### 1 前期

- (1) 実施日時  
令和5年10月15日（日） 8時～13時
- (2) 場所  
新冠町
- (3) 内容等  
避難所運営訓練（防災講話、段ボールベッド組み立て訓練、防災関連物品研修等）

## 2 後期

### (1) 実施日時及び場所

令和5年12月19日(火) 10時~14時

### (2) 場所

大樹町

### (3) 内容等

避難所運営訓練(防災講話、段ボールベッド組み立て訓練等) ※詳細未定



## 北海道災害派遣福祉チーム連絡訓練について

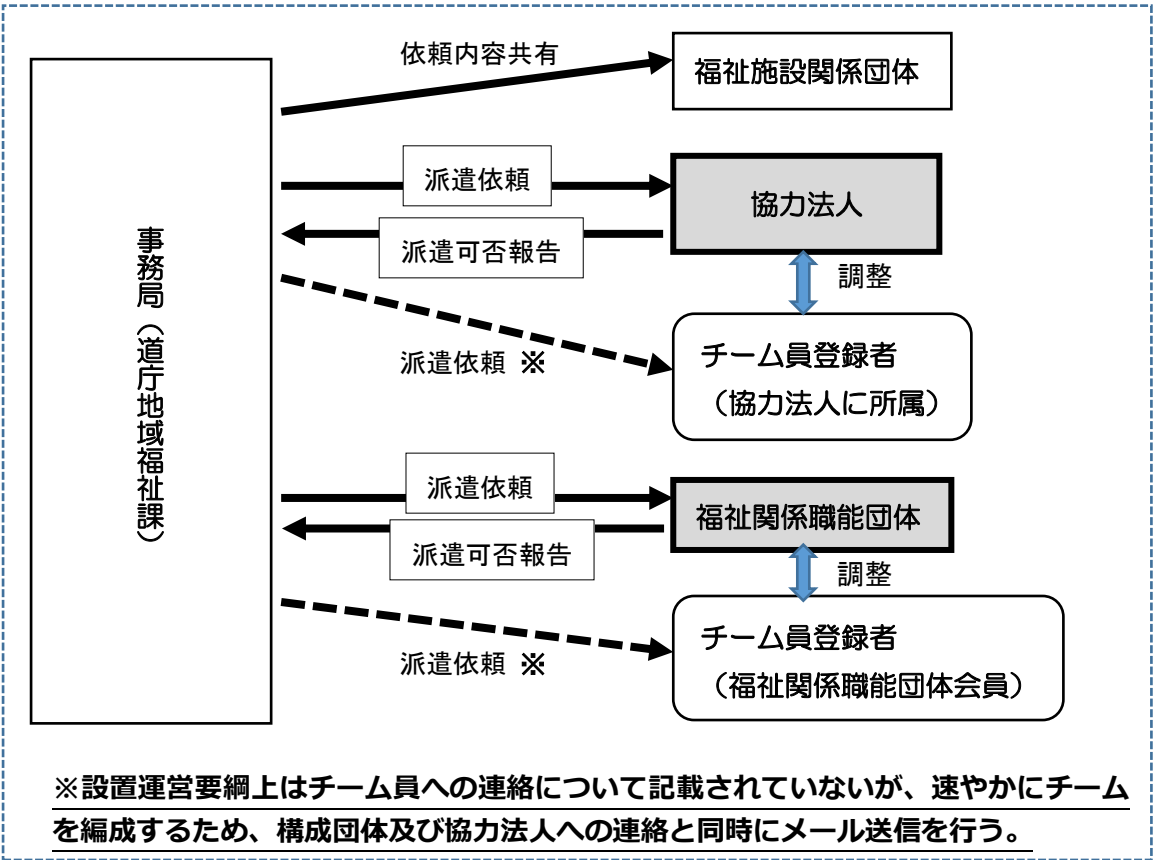
### 1 目的

大規模災害が発生した場合で、道がチームを派遣する必要があると認めたときは、「北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱」第8条に基づき、構成団体または協力法人等に対し派遣依頼を行うこととなっている。

チーム編成にあたり、速やかにかつ確実に、各構成団体または協力法人等との連絡調整を行うため、平時から定期的に連絡訓練を実施することとする。

また、これに併せてチーム員の異動や退職、連絡先の変更等の確認を行う。

### 2 派遣依頼連絡体制



### 3 実施頻度

年1回程度

### 4 訓練内容

2の連絡体制と同様に、事務局から、各構成団体、協力法人及びチーム員登録者に登録されているアドレスあてメールにより連絡することにより実施。

協力法人及び福祉関係機能団体に対しては、チーム員変更届出書（様式第9号）を添付し、届出内容に変更が生じた場合は事務局に提出するよう案内。

## &lt;個別避難計画の作成状況&gt;

- (1) 内閣府・消防庁「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」(道内市町村の結果詳細は別添のとおり)

	時点	全部	一部作成	未作成
北海道 (179)	R5.1.1	19 (10.6%)	69 (38.5%)	91 (50.8%)
全 国 (1741)		159 (9.1%)	1,144 (65.7%)	438 (25.2%)

- (2) 道保健福祉部総務課「個別避難計画作成に係る取組予定調査結果」

	時点	全部又は 一部作成	未作成
北海道 (179)	R5.3.31	117 (65.4%)	62 (34.6%)







市区町村名	全市区町村回答 個別避難計画の策定状況 全部策定済 一部策定済 未策定	「未策定」を選択した場合に回答		「全部策定済・一部策定済」の場合、回答			全市区町村が回答																					
		⑫ 今後の策定着手の予定		⑬ 個別避難計画の策定済数	⑭ 1年間で策定した個別避難計画数	⑮ 1年間で避難行動要支援者名簿の記載等から外れた避難行動要支援者に対する個別避難計画数	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓ 避難支援等関係者となる者（事前に個別避難計画を提供する先） ※その他を「○」にした場合のみ、「具体的に記入」の欄に直接記入してください。														
		令和4年度中に策定着手予定 令和5年度中に策定着手予定 令和6年度以降に策定着手予定 （※1件以上策定を予定していれば「策定着手予定」とする）	令和6年度以降に策定着手予定と回答した市区町村については、その理由を記載（簡潔に記載すること）	令和5年1月1日現在 個別避難計画数 ○（件）	1年間で策定した 個別避難計画数 ○（件）	1年間で避難行動要支援者名簿の記載等から外れた避難行動要支援者に対する個別避難計画数 ○（件）	⑯ 庁内連携の取組 実施中 検討中 未検討	⑰ 庁外連携の取組 実施中 検討中 未検討	⑱ 福祉専門職の参画 実施中 検討中 未検討	⑲ 優先度の考え方 検討済 検討中 未検討	⑳ 個別避難計画情報について、本人同意なく避難支援等関係者に提供することを可能とする条例の制定 制定済 検討中 未検討 ※ブルダウン式	㉑ 個別避難計画に係る訓練 実施中 検討中 未検討	㉒ 個別避難計画を策定することの同意を得られた人数	消防機関 消防本部 消防署等	消防団	都道府県警察	保健所	自主防災組織	社会福祉協議会	自治会	福祉専門職	特別支援学校	民生委員	避難場所の管理者等	NPO法人	その他	具体的に記入	
上富良野町	一部策定済			252			実施中	実施中	検討中	検討中	制定済	実施中	272	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
中富良野町	一部策定済			942	134	30	検討中	検討中	検討中	検討済	検討中	検討中	942	○	○	○		○	○							○		地域包括支援センター
南富良野町	未策定	令和4年度中に策定予定					実施中	検討中	検討中	検討済	検討中	未検討		○	○			○					○					
占冠村	未策定	令和6年度以降に策定予定	職員や地域住民の協力が必要であり人手や時間を要するため				検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討		○	○	○		○	○	○	○	○						
和寒町	未策定	令和4年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	制定済	未検討		○		○		○	○	○			○					
剣淵町	未策定	令和4年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討済	未検討	未検討		○	○	○		○	○	○								
下川町	未策定	令和5年度中に策定予定					実施中	実施中	実施中	検討中	検討中	検討中	158	○		○	○	○	○	○	○		○		○			児童委員
美深町	未策定	令和5年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討											○					
音威子府村	未策定	令和4年度中に策定予定					検討中	実施中	検討中	検討済	検討中	検討中		○				○		○								
中川町	未策定	令和4年度中に策定予定					実施中	検討中	検討中	検討中	検討中	未検討		○	○	○			○	○	○		○					
幌加内町	未策定	令和4年度中に策定予定					検討中	未検討	未検討	未検討	未検討	検討中		○	○				○									
留萌市	一部策定済			62		4	実施中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	135						○									
増毛町	一部策定済			97	97		検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	107	○	○	○		○	○	○			○					
小平町	未策定	令和5年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討済	検討中	未検討		○	○			○					○					
苫前町	未策定	令和4年度中に策定予定					実施中	実施中	検討中	検討中	制定済	検討中		○	○	○		○	○	○	○		○					
羽幌町	未策定	令和4年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討		○	○	○		○	○	○			○					
初山別村	未策定	令和5年度中に策定予定					未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		○		○		○	○				○					
遠別町	未策定	令和4年度中に策定予定					実施中	未検討	未検討	検討中	未検討	未検討		○	○	○		○	○				○					
天塩町	未策定	令和5年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討		○				○	○				○					
稚内市	一部策定済			111	20	10	未検討	実施中	未検討	未検討	未検討	未検討	111	○	○	○		○	○	○			○		○			その他要支援者の避難支援を行う関係者
猿払村	一部策定済			68			実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	未検討	68	○	○			○		○			○					
浜頓別町	未策定	令和5年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	検討中		○		○		○		○			○					
中頓別町	未策定	令和5年度中に策定予定					実施中	検討中	実施中	検討中	未検討	未検討		○		○		○					○					
枝幸町	一部策定済			85		13	実施中	実施中	実施中	未検討	未検討	未検討	85	○		○		○	○	○			○					
豊富町	未策定	令和4年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討		○		○		○	○	○			○					
礼文町	全部策定済			27			実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	未検討	27	○		○		○	○				○					
利尻町	全部策定済			48	48		実施中	実施中	実施中	検討済	検討中	検討中	48						○	○	○		○			○		・地域包括支援センター ・本人、家族から申し出があった者
利尻富士町	未策定	令和5年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	未検討		○				○	○	○			○					
幌延町	未策定	令和5年度中に策定予定					検討中	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		○	○	○		○	○	○			○			○		町内会 その他町長が認める団体
北見市	一部策定済			1556	97	207	実施中	実施中	検討中	検討済	未検討	未検討	1556	○	○	○							○					
網走市	未策定	令和4年度中に策定予定					実施中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中										○						
紋別市	一部策定済			76			実施中	検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	113	○	○	○		○	○				○			○		避難支援の実施に関し市長が必要と認める団体及び個人
美幌町	全部策定済			588		197	実施中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	588									○						
津別町	未策定	令和5年度中に策定予定					実施中	実施中	実施中	検討中	検討中	検討中		○	○	○		○	○	○			○					
斜里町	一部策定済			58		7	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	58	○	○			○	○	○	○		○					
清里町	未策定	令和5年度中に策定予定					未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討										○	○	○				
小清水町	未策定	令和5年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		○	○	○		○	○				○					
訓子府町	未策定	令和6年度以降に策定予定	予想以上に自治会等との調整等に時間を要する				実施中	未検討	未検討	検討中	未検討	未検討		○	○	○		○	○	○			○					
置戸町	未策定	令和6年度以降に策定予定	優先する他の計画の策定のため				検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討		○		○		○				○						
佐呂間町	一部策定済			1		1	実施中	実施中	実施中	検討中	未検討	未検討	1	○	○	○		○	○	○			○		○			その他の避難支援等の実施に携わる関係者
遠軽町	未策定	令和4年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討		○	○	○		○	○	○			○			○		介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者
湧別町	未策定	令和4年度中に策定予定					実施中	検討中	検討中	未検討	未検討	未検討														○		未検討

市区町村名	全市区町村回答	「未策定」を選択した場合に回答		「全部策定済・一部策定済」の場合、回答			全市区町村が回答																				
		⑫ 今後の策定着手の予定		⑬ 個別避難計画の策定済数	⑭ 1年間で策定した個別避難計画数	⑮ 1年間で避難行動要支援者名簿の記載等から外れた避難行動要支援者に対する個別避難計画数	⑯ 庁内連携の取組	⑰ 庁外連携の取組	⑱ 福祉専門職の参画	⑲ 優先度の考え方	⑳ 個別避難計画情報について、本人同意なく避難支援等関係者に提供することを可能とする条例の制定 ※ブルダウン式	㉑ 個別避難計画に係る訓練	㉒ 個別避難計画を策定することの同意を得られた人数	㉓ 避難支援等関係者となる者(事前に個別避難計画を提供する先) ※その他を「○」にした場合のみ、「具体的に記入」の欄に直接記入してください。													
		令和4年度中に策定着手予定 令和5年度中に策定着手予定 令和6年度以降に策定着手予定 (※1件以上策定を予定していれば「策定着手予定」とする)	令和6年度以降に策定着手予定と回答した市区町村については、その理由を記載(簡潔に記載すること)	令和5年1月1日現在 個別避難計画数 ○(件)	1年間で策定した 個別避難計画数 ○(件)	1年間で避難行動要支援者名簿の記載等から外れた避難行動要支援者に対する個別避難計画数 ○(件)	実施中 検討中 未検討	実施中 検討中 未検討	実施中 検討中 未検討	検討済 検討中 未検討	策定済 検討中 未検討	実施中 検討中 未検討	消防本部 消防署等	消防団	都道府県警察	保健所	自主防災組織	社会福祉協議会	自治会	福祉専門職	特別支援学校	民生委員	避難場所の管理者等	NPO法人	その他	具体的に記入	
滝上町	未策定	令和5年度中に策定予定				検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	○	○			○	○	○									
興部町	未策定	令和6年度以降に策定予定	人員が不足しており個別計画までは対応不能			未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	○					○	○			○						
西興部村	未策定	令和5年度中に策定予定				検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	○	○	○			○	○			○				○		避難所責任者
雄武町	未策定	令和4年度中に策定予定				検討中	検討中	実施中	検討中	未検討	未検討	○	○	○			○	○	○		○				○		避難支援等の実施に係る団体
大空町	一部策定済			223		検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	223															
室蘭市	一部策定済			9	9	実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	検討中	10					○										
苫小牧市	一部策定済			507	37	実施中	実施中	検討中	検討済	未検討	実施中	507					○	○	○		○						
登別市	未策定	令和4年度中に策定予定				検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中					○					○						
伊達市	一部策定済			47	20	実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	未検討	79	○		○		○	○	○		○				○		福祉避難所の指定を受けている福祉事業者
豊浦町	未策定	令和5年度中に策定予定				検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	○	○	○			○	○	○		○						
壮瞥町	一部策定済			146	146	実施中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	146	○	○	○			○									
白老町	未策定	令和4年度中に策定予定				実施中	実施中	未検討	検討中	未検討	未検討	○	○	○			○	○	○		○						
厚真町	未策定	令和5年度中に策定予定				実施中	検討中	検討中	検討済	未検討	未検討	○		○		○	○	○	○		○						
洞爺湖町	全部策定済			72	15	未検討	未検討	未検討	検討済	未検討	実施中	72	○		○		○	○	○		○						
安平町	未策定	令和4年度中に策定予定				検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	検討中	11	○		○		○	○	○		○						
むかわ町	未策定	令和4年度中に策定予定				実施中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	○				○	○	○	○		○						
日高町	未策定	令和4年度中に策定予定				検討中	未検討	未検討	検討中	未検討	未検討	○		○		○											
平取町	一部策定済			808		実施中	検討中	検討中	検討済	策定済	未検討	808	○		○			○			○				○		自衛隊
新冠町	全部策定済			150	1	実施中	検討中	実施中	検討済	策定済	未検討	150	○		○			○	○	○							
浦河町	一部策定済			641		検討中	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	641	○	○			○	○	○		○				○		町長が必要と認める場合
様似町	全部策定済			177	41	実施中	実施中	実施中	検討済	検討中	未検討	177	○				○	○	○		○						
えりも町	一部策定済			3	3	実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	検討中	3	○	○	○		○	○	○		○				○		地域包括支援センター
新ひだか町	未策定	令和4年度中に策定予定				実施中	検討中	未検討	検討済	未検討	未検討	○	○	○		○	○	○		○							
帯広市	一部策定済			317	8	実施中	検討中	検討中	検討中	未検討	実施中	1646												○		個別計画作成協議会を設置している町内会担当者	
音更町	一部策定済			187	2	実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	実施中	187					○	○	○		○						
士幌町	全部策定済			410		実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	未検討	410	○		○		○	○			○						
上士幌町	全部策定済			151	15	実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	検討中	151	○								○						
鹿追町	未策定	令和5年度中に策定予定				検討中	未検討	検討中	未検討	未検討	未検討	○	○	○		○	○			○				○			帯広地方隊友会鹿追支部
新得町	一部策定済			280	30	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	280	○		○		○	○	○		○						
清水町	全部策定済			209		実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	未検討	209	○		○		○	○			○			○			町内会
芽室町	全部策定済			1390	36	実施中	未検討	実施中	検討済	未検討	未検討	1390					○							○			一部町内会・行政区
中札内村	未策定	令和5年度中に策定予定				未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	検討中	○	○			○	○	○		○							
更別村	未策定	令和4年度中に策定予定				未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討																
大樹町	未策定	令和5年度中に策定予定				検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	○		○	○						○						
広尾町	未策定	令和5年度中に策定予定				検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	未検討	○				○			○		○						
幕別町	一部策定済			3	3	検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	検討中	3								○	○	○		○			
池田町	全部策定済			150	5	検討中	実施中	実施中	検討済	未検討	未検討	150	○	○	○		○	○	○		○			○		○	町が必要とする関係機関
豊頃町	一部策定済			10	9	実施中	実施中	検討中	検討中	検討中	検討中	10					○	○			○						
本別町	一部策定済			1119	369	実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	検討中	1119	○	○			○	○	○		○						
足寄町	未策定	令和4年度中に策定予定				検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中																
陸別町	未策定	令和4年度中に策定予定				検討中	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	○		○			○										
浦幌町	未策定	令和5年度中に策定予定				検討中	未検討	検討中	未検討	未検討	未検討	○		○		○					○						

市区町村名	全市区町村回答	「未策定」を選択した場合に回答		「全部策定済・一部策定済」の場合、回答			全市区町村が回答																				
	① 個別避難計画の策定状況  全部策定済 一部策定済 未策定	② 今後の策定着手の予定		③ 個別避難計画の策定済数	④ 1年間で策定した個別避難計画数	⑤ 1年間で避難行動要支援者名簿の記載等から外れた避難行動要支援者に対する個別避難計画数	⑥ 庁内連携の取組	⑦ 庁外連携の取組	⑧ 福祉専門職の参画	⑨ 優先度の考え方	⑩ 個別避難計画情報について、本人同意なく避難支援等関係者に提供することを可能とする条例の制定  ※ブルダウン式	⑪ 個別避難計画に係る訓練	⑫ 個別避難計画を策定することの同意を得られた人数	⑬ 避難支援等関係者となる者(事前に個別避難計画を提供する先) ※その他を「○」にした場合のみ、「具体的に記入」の欄に直接記入してください。											具体的に記入		
		令和4年度中に策定着手予定 令和5年度中に策定着手予定 令和6年度以降に策定着手予定 (※1件以上策定を予定していれば「策定着手予定」とする)	令和6年度以降に策定着手予定と回答した市区町村については、その理由を記載(簡潔に記載すること)	令和5年1月1日現在 個別避難計画数 ○(件)	1年間で策定した 個別避難計画数 ○(件)	1年間で避難行動要支援者名簿の記載等から外れた避難行動要支援者に対する個別避難計画数 ○(件)	実施中 検討中 未検討	実施中 検討中 未検討	実施中 検討中 未検討	検討済 検討中 未検討	制定済 検討中 未検討	実施中 検討中 未検討	消防本部・消防署等	消防団	都道府県警察	保健所	自主防災組織	社会福祉協議会	自治会	福祉専門職	特別支援学校	民生委員	避難場所の管理者等	NPO法人		その他	
釧路市	一部策定済			15	1	1	検討中	検討中	検討中	検討済	未検討	未検討	15					○								○	家族・近隣住民
釧路町	一部策定済			82		13	実施中	実施中	未検討	未検討	未検討	未検討	82	○	○	○	○	○				○					
厚岸町	未策定	令和5年度中に策定予定					未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討													○	未検討	
浜中町	未策定	令和4年度中に策定予定					未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		○	○			○	○			○				○	児童委員
標茶町	未策定	令和4年度中に策定予定					検討中	検討中	検討中	検討中	未検討	検討中		○	○	○		○	○	○		○					
弟子屈町	全部策定済			32		1	実施中	検討中	実施中	検討済	検討中	検討中	32	○	○	○						○			○	家族・近隣住民名簿登録者が指定する者	
鶴居村	未策定	令和5年度中に策定予定					未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		○	○	○		○				○					
白糠町	全部策定済			2036	125	141	実施中	検討中	検討中	検討済	未検討	検討中	2036	○				○				○					
根室市	一部策定済			8	3	2	検討中	検討中	未検討	未検討	未検討	未検討	8	○	○	○		○	○	○		○				○	関係者として認めた者
別海町	全部策定済			259	17	18	実施中	実施中	実施中	検討済	未検討	実施中	259	○	○			○	○	○		○				○	町内会が選定した支援者
中標津町	未策定	令和4年度中に策定予定					未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		○	○			○	○			○					
標津町	一部策定済			105		11	実施中	未検討	未検討	検討中	未検討	未検討	105	○	○	○		○	○	○		○				○	町内会が選定した支援者
羅臼町	全部策定済			11	9		実施中	検討中	実施中	検討中	未検討	未検討	11	○				○	○	○	○	○				○	包括支援センター

福祉第1186号  
令和5年(2023年)7月20日

北海道災害福祉支援ネットワーク会議  
各構成団体代表者様

北海道保健福祉部福祉局  
地域福祉課法人運営担当課長

令和5年度北海道災害福祉支援ネットワーク会議の資料について  
日頃より、本道の保健医療福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標記会議の開催については、令和5年(2023年)7月6日付け福祉第1041号により  
お知らせしたところですが、今般、別添のとおり資料を送付させていただきます。  
つきましては、あらかじめ資料内容をご確認くださいよう、お願いいたします。  
なお、資料については、会議当日の持参は不要である旨を申し添えます。  
また、欠席される団体におかれましては、資料内容への意見有無を照会させていただきます  
ので、ご意見等がございましたら、別紙様式に必要事項を記載の上、**令和5年(2023年)  
7月31日(月)までに**下記担当者あて電子メールにて提出をお願いします。

主査(施設支援) 村下  
電話:011-231-4111(内線25-618)  
FAX:011-232-4070  
E-mail:murashita.rika@pref.hokkaido.lg.jp

令和5年度北海道災害福祉支援ネットワーク会議資料への意見照会様式

団体名	
記入者職・氏名	
メールアドレス	

資料 No.	記載内容	記載内容に対する意見内容	意見提案理由・背景

- ※ 行が不足する場合は、行を追加して記入してください。
- ※ 意見内容の裏付けとなる資料等がございましたら、本様式と併せて提出をお願いします。